

14 防衛省 特区・地域再生(非予算)検討要請回答

管理コード	1420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の治安強化	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1022010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	警察庁、総務省、国土交通省、防衛省
根拠法令等	—
制度の現状	—

求める措置の具体的内容	<p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。</p> <p>そのために各自治体に設置されている「危機管理室」に高度な訓練をした自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む、警察官(OBも含む)を配置し、行政と連携した総合的な地域の治安対策・政策を実施する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、不法入国者や不法滞在者が増加している。それらの中には徴兵制による軍事訓練を受けた者もあり、犯罪の内容が極めて高度化している。「地下鉄サリン事件」、「毒物等によるテロ行為」といった多人数を対象としたものだけでなく、「長崎市長の暗殺事件」に代表される「行政官に対する恐喝」が発生しており、国内の治安が悪化しているのが現状である。</p> <p>優秀な人材へのテロ行為又犯罪の増加は地域経済において、建築物への被害といった物的なものだけではなく、犯罪の恐怖により地域住民の日常生活が阻害されるといった人的被害も大きいものとなる。テロ・治安は横断行政による総合的な対応が必要である。</p> <p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。各自治体に設置されている「危機管理室」へ自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む)・警察官(OBも含む)の派遣し、行政と連携した総合的な地域の治安対策実施する。それにより、地域からテロ・犯罪を撲滅する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>防衛省が所管している法令等に、提案者による要望に対して規制として作用する性質のものは含まれておらず、現状においても、現役自衛官については退職出向という形式で、OBについては地方公共団体での雇用という手続により、各自治体において、現職・OBの自衛官が勤務する枠組みは存在している。</p> <p>従って、実際に派遣の要望があれば現状の枠組みでも十分に対応し得る。</p>				

14 防衛省 特区・地域再生(非予算)検討要請回答

管理コード	1420020	プロジェクト名	難病児救命沖縄不発弾特区
要望事項 (事項名)	沖縄県内出土不発弾の浄財化	都道府県コード	47 沖縄県
		提案事項管理番号	1192010
提案主体名	県民の手による不発弾の最終処分を考える会		

規制の所管・関係省庁	環境省、防衛省
根拠法令等	—
制度の現状	—

求める措置の具体的内容	沖縄県内より出土する不発弾の陸上に於ける最終処分については、NPO に限定して委託すること
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由) 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する捉え方も沖縄戦に対するものと同様年数の経過だけでは納得できないものが有ります。20 万人を超す大量殺戮の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で金儲けしようなどというのは言語道断です。不発弾の陸上処分は営利事業でなく沖縄戦の当事者である県民に陸上処分の対価を難病児救命の医療支援に使う非営利事業としてさせるべきです。私達県民は不発弾に沖縄戦で奪った命の責任を取らせたいのです。</p> <p>(事業の内容) 事業の推進組織である「県民の手による不発弾の最終処分を考える会」は県民、関連団体との協力のもとに陸上処分事業受託の為の要請を国、県に対して行い、委託認可後は《不発弾処理作業NPO》と《難病児支援基金運用NPO》の立ち上げを図り、成立後は両NPOの支援母体となる。処理作業場の設置場所については米軍基地内にある不発弾保管庫の近隣地を国を介して米軍側に要望したい。尚、当該保管庫は沖縄県の管理、運用施設である。不発弾の陸上処分を県民NPOが実施するに当たりだれもが懸念するのは、処理技術の確実性と安全性の確かさである。そのことについては米軍側に不発弾処理に関する技術を提供するという形で参加してもらいたいと思います。62 年前、日本軍、米軍、県民、この三者はこの沖縄の地で殺し合いを演じていました。それを、今度は日本が費用を、米軍が技術と場所を、県民が作業を担うという形で難病児救命の協働作業をしようというのです。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>ロンドン条約96年議定書締結のために必要となる不発弾の陸上処理事業については、広く一般の民間事業者を対象とした委託事業とすることとしており、必要な経費を平成19年度予算で措置し、現在、事業の実施に向けた検討を鋭意進めているところである。</p> <p>不発弾の陸上処理を委託する民間事業者を決定する方法については、透明性・公平性の観点から一般競争を原則として、安全性の確保等にも配慮しつつ、どのような方法が適当であるか鋭意検討を進めているところである。</p> <p>御提案のように不発弾の陸上処理を委託する相手方をNPOに限定することとした場合、NPO以外の民間事業者の参画する機会を奪うこととなり、競争性が阻害され、不発弾の陸上処理を委託するためのコストが高くなるおそれがあることから適当でない。</p> <p>なお、事業の実施に必要な要件が満たされるのであれば、NPOであっても一般競争から排除されるものではない。</p>				